

国における障害者差別解消法の一部改正について

○障害者差別解消法の改正

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年6月4日公布された。

施行は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定められる。

【改正の概要】（別添参照）

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加（第3条）
2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化（第8条）
3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化（第6条）

○障害者差別解消法の基本方針の改定

（1）障害者政策委員会による検討状況

障害者団体および事業者団体に対するヒアリングが実施された。

- ① 障害者団体ヒアリング：令和3年9月13日、27日（29団体）
- ② 事業者団体ヒアリング：令和3年11月15日、12月13日（34団体）

【参考①】ヒアリング対象障がい者団体

筋痛性脳脊髄炎の会、全国「精神病」者集団、全国肢体不自由児者父母の会連合会、全国重症心身障害児（者）を守る会、全国脊髄損傷者連合会、全国手をつなぐ育成会連合会、DPI日本会議、日本弱視者ネットワーク、日本身体障害者団体連合会、日本てんかん協会、全国言友会連絡協議会、全国心臓病の子どもを守る会、全国精神保健福祉会連合会、難病のこども支援全国ネットワーク、日本高次脳機能障害友の会、日本失語症協議会、日本自閉症協会、日本ダウン症協会、日本難病・疾病団体協議会 / 日本ALS協会、日本筋ジストロフィー協会、ピープルファーストジャパン、全国盲ろう者協会、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、全日本ろうあ連盟、DPI女性障害者ネットワーク、日本視覚障害者団体連合、日本障害フォーラム、日本発達障害ネットワーク

【参考②】ヒアリング対象事業者団体

全国ハイヤー・タクシー連合会、日本バス協会、定期航空協会、日本地下鉄協会、日本民営鉄道協会、日本旅行業協会、全国児童発達支援協議会、全国銀行協会、日本医師会、日本精神科病院協会、日本薬剤師会、日本映画製作者連盟、全国知事会、全国市長会 / 全国警備業協会、全日本指定自動車教習所協会連合会、全国高等教育障害学生支援協議会、全国生活衛生同業組合中央会、日本歯科医師会、全国石油商業組合連合会、全国商工会連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本書籍出版協会、全国社会福祉協議会全国保育協議会、日本ショッピングセンター協会、日本チェーンストア協会、東日本遊園地協会、JR 東・東海・西、全国賃貸住宅経営者協会連合会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、日本フランチャイズチェーン協会、全国町村会

(2) 障害者政策委員会による今後の審議の進め方

令和4年3月末に内閣府から示された案では、令和4年秋以降に基本方針改定案を取りまとめ、令和4年度中に、政府案のパブリックコメント等の手続を経て、閣議決定の予定。

(3) 現在の状況

令和4年11月14日基本方針改定案

令和4年12月15日から令和5年1月13日 基本方針改定案に対するパブリックコメントの実施

※ 基本方針の閣議決定後、改正法の施行までに、改定された基本方針を受け、各省庁（所管分野ごとの対応指針（ガイドライン）作成等）や地方公共団体（相談体制の整備等）において準備を行うほか、周知啓発活動を実施。